




調停委員としての経験


司法支援講習会(2016. 7. 2)



技術士(化学部門、総合技術監理部門)
タンジョウ技術士事務所
丹生 光雄




略歴

- S16(1941)年生(和歌山県高野山/兵庫県丹波)
 - S41年 京都大学理学部地質学鉱物学学科卒
 - S45年 同大学院理学研究科博士課程
 - S45年 住友化学株式会社入社(約30年間)
(新居浜、大阪、東京、仙台)
 - H12年 同社退職
 - H12年～タンジョウ技術士事務所(西宮市)
- 



住友化学での業務

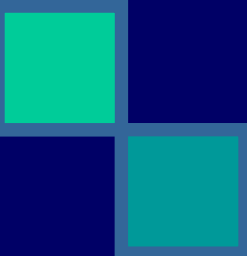

- アルミニウム資源(ボーキサイト等)の調査活動
 - アルミナ製造プラントの品質・工程管理
 - 機器分析(X線関連分析機器)
 - アルミナ製品の研究・開発
 - セラミックス製品・新規商品の研究・開発
 - 廃棄物(赤泥)の有効利用法の研究・開発
- 

技術士になってからの業務

- **技術士の育成業務**（受験セミナー講師、修習技術者・技術士補の指導・・・）
- **技術士会での活動**（日本技術士会近畿本部、大阪技術振興協会、兵庫県技術士会・・・）
- **技術コンサルタント・アドバイザー**（府・県・市の機関、商工会議所、中小企業・・・）
- **環境審査員（人）**（ISO14001, EA21・・・）
- **民事調停委員、専門委員**（大阪地方裁判所）



民事調停委員、専門委員としての履歴

- 
- 民事調停委員：H16年4月1日～
H26年3月31日
(5期 10年間)
 - 専門委員：H24年1月23日～現在継続中
(3期目 5年目)
- 

辞 令 書

(氏名)

丹 生 光 雄

(発令内容)

民事調停委員に任命する
大阪地方裁判所所属とする

平成16年4月1日

任命権者

最 高 裁 判 所



辞 令 書

(氏名)

丹 生 光 雄

(発令内容)

専門委員に任命する
大阪地方裁判所及び大阪高等裁判所所属とする

平成28年1月23日

任命権者

最 高 裁 判 所



感謝状

丹生光雄殿

あなたは民事調停委員を
永年にわたり務め紛争の
円満な解決と調停制度の
発展に貢献されました
よって記念品を贈り感謝の意を
表します

平成二十六年三月二十四日

大阪地方裁判所長 二本松利忠



訴訟・裁判と調停について(民事)

- **訴訟・裁判**: 厳格な手続、証拠、判決(裁判所の公権的な判断)、強制的に紛争を解決する。
(民事訴訟法)
- **調停**: 単に法律的な判断だけでなく、**道徳や情義の要求**をも加味し、**条理に基づいて具体的に妥当な解決を図る。(必ずしも法律に縛られず、実情にあった円満解決をはかる。)**
(民事調停法)

民事調停の概要

- **委員の構成**: 調停主任1名(裁判官/判事)と調停委員2名程度(弁護士、技術士等)で構成される。
- **調停の特徴**: ①簡易な手続、②迅速な解決、③費用安価、④柔軟な合意的解決、⑤**非公開**
- **民事調停法/民事調停規則/調停委員規則**
- 調停⇒調停条項の作成⇒合意⇒調停成立
- 民事調停委員の**服務・義務(秘密保持、罰則有)**

調停手続きの流れ(1)

- 調停の申立て
- 調停期日前準備(「調停期日通知書」で通知される。)
- 事前評議(膨大な資料がある場合がある)
- 調停期日の実施(調停室で実施)
- 双方(弁護士、当事者等)からの事情聴取
- 次期期日指定
- 経過表の作成
- 裁判官との事後評議
(次回までに双方から追加の準備書面、書証が提出される場合がある。)

調停手続きの流れ(2)

(これを何回か繰り返して合意形成を行う。)

「事件記録」を確認⇒調停委員控室等で閲覧、秘密に留意)

- 調停案を提示
- 調停成立(裁判所書記官が調停調書作成)
不成立⇒訴訟等へ
- 書類を処分(返還)

書面の種類

- **申立書**: 申立ての趣旨、紛争の要点を記載した書面(原告側から)
- **答弁書**: 申立書に対する相手方の認否及び主張を記載した書面
- **準備書面・主張書面**: 請求を根拠づける事実等及びその反論や請求を否定する事実等を記載した書面
- **書証**: 事実を証明するための証拠となる書面
(「(甲、乙)第〇号証」などという。)

私の民事調停委員等としての業務の概要

- 所属：大阪地方裁判所/大阪高等裁判所
- 民事調停件数：10数件（H16～H26年）
- 考えられる調停テーマ：**土壌汚染、焼却炉、アスベスト、火災（保険関係）**・・・
- 関連環境法規：土壌汚染対策法、ダイオキシ
ン類対策特別措置法、廃棄物処理法・・・
- 調停成立件数：全件のうち不成立は1件のみ
- 1件当たり調停日数：3ヵ月～1年（最長2年数ヵ月）

考えられる調停テーマの一例

- 土壌汚染：化学工場・金属精錬工場（重金属）
石油スタンド（油、ベンゼン、重金属）
廃棄物置場（油、重金属）
- 建設廃材リサイクル：骨材（重金属）
- ダイオキシン：焼却炉（性能保証）
- アスベスト：住居（健康被害）
- 石油火災：保険関係（故意か否か）

民事調停委員の地位・要件

- 非常勤の裁判所職員/特別職国家公務員
- 私企業からの隔離、他事業・業務への関与、(政治活動)は制限を受けない(国家公務員法等の特例規定)。
- 地位利用による選挙活動は禁止
- 弁護士、公認会計士、税理士、医師、弁理士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、技術士、その他専門的知識経験を有する者(原則40歳以上~70歳未満の者)
- 任期:2年(再任可), 最高裁判所から所属裁判所を指定

民事調停委員の職業別員数(%)

- 不動産鑑定士・税理士等: 20.3%
- 弁護士: 15.0%
- 会社・団体理事: 14.7%
- 医師: 2.6%
- 大学教授等: 1.1%
- その他: 4.7%
- 無職: 29.9%

総員数: 13,028人(平成13年10月1日現在)

民事調停委員としての資質

(技術士には向いている！)

- 公正を旨とすること
- 豊富な社会常識・広い視野・柔軟な思考力・的確な判断力
- 人間関係を調整できる素養
- 誠実・協調性・奉仕的精神
- 民事調停への理解・時間的余裕
- 健康

民事調停委員の心構え

- 国民からの信頼を得るための日ごろの努力
- **執務能力向上の研鑽**：法律知識、一般常識、調停の技法、（特に環境関連法規）
 - …CPD、研修会・自己研鑽
- **秘密の保持**（民事調停法第37条、第38条）
- 裁判所外での紛争解決への肩書き利用の禁止
- 出演・取材・講演・投書・投稿等への制約
- 調停期日外の当事者との接触・金品授受
- 調停主任との連携（技術的補佐）
- 「聞き上手」の調停：当事者の言分を尊重する
- 時間厳守・服装・態度・言葉遣い…等

私の経験から・・・

- 技術士に相応しい業務である
- (膨大な)書面を読了し争点を的確に理解する能力
- 民事調停官(判事)の読解力と合意形成の力量に感心
- 偏見をもたず、誠心誠意をつくす
- 当事者の言い分を謙虚に聴く(聞き上手:オレンジのはなし)
- 服務・義務規定を順守する(秘密保持義務)
 - 評議の秘密を漏らす:6ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金(民事調停法第37条)
 - 人の秘密を漏らす:10万円以下の罰金(同法第38条)

民事調停委員、専門委員、鑑定人

- **(民事)調停委員**：

非常勤裁判所職員（特別職国家公務員）

調停委員会のメンバーとして、調停に専門家の立場で参加する。（任期2年、40歳以上70歳未満）

- **専門委員**：非常勤裁判所職員（同上）

指定事件について訴訟手続きに必要な専門的知見を述べる。（任期2年、年齢制限なし）

- **鑑定人**：鑑定事項に対し専門家としての意見を述べる。⇒「鑑定書」（年齢制限なし，裁判所職員ではない。）

日本技術士会(社会委員会)の司法支援活動

- 最高裁判所民事局と日本技術士会の協議
 1. 社会貢献委員会(司法支援小委員会)の登録(2016年7月末まで)
 2. 各裁判所からの推薦依頼
 3. 社会貢献委員会での候補者選定
 4. 日本技術士会から当該裁判所への推薦
 5. 当該裁判所での推薦者の確認、決定
 6. 最高裁判所からの任命

(日本技術士会HPより)



ご清聴ありがとうございました

2016. 7. 2

